

令和6年度千曲市障害者就労施設等からの物品等の調達方針

1 調達目標

令和6年度の調達目標額は、4,399,000円とする。

2 目的

国等による障害者就労施設等からの物品調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「障害者優先調達推進法」という。）は、国や地方公共団体等が率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進する措置を講ずるよう定めており、障害のある方が自立した生活を送るため就労する施設等の仕事を確保し、その経営基盤を強化する等、雇用を支援するための仕組みを整えていくもので、このようなことから、障害者優先調達推進法第9条第1項の規定に基づき、市が率先して障害者就労施設等からの物品調達の推進を図るため、調達方針を定め支援するものとする。

3 対象となる障害者就労施設等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）及び、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく事業所・施設等とする。（別表1参照）

4 適用範囲

市が発注する物品等とする。

5 対象品目

対象品目は、別表2のとおりとする。

6 調達の推進

健康福祉部福祉課に事務局を置き、各課等と連携・協調し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に努めるものとする。

7 制度の周知徹底

事務局は制度の理解が深められるよう周知の徹底を図るものとする。

8 積極的な情報提供

事務局は、障害者就労施設等から提供可能な物品等について情報を収集し、情報系システム（掲示板）等を通じて、情報提供を行うものとする。

9 障害者就労施設等との連携

事務局は、障害者就労施設等に対し、受注拡大に資する自主的な取組を促しつつ、施設等と調達の推進に努め、障害者の所得向上を目指すものとする。

10 その他

(ア) 指定管理先における配慮

市と指定管理者制度による施設等管理運営委託契約を締結している相手方に対しても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めるものとする。

(イ) 個人等の私的購入等における配慮

職員個人や親睦団体等での物品購入等についても、障害者就労施設等からの物品等の調達について理解と協力を求めるものとする。

(別表 1) 調達先の分類

a	就労継続支援事業所（A型、B型）	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労が希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第25項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所
b	小規模作業所	障害者基本法第2条第1項に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設
	共同受注窓口	受注内容を対応可能な複数の障害福祉サービス事業所に斡旋・仲介する業務を行う
c	特例子会社	障害者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社
	重度障がい者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主
	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

(別表 2)

	品 目	具 体 例
物 品	1.事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、書籍 等
	2.食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、米、野菜、お茶 等
	3.小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗 等
	4.その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック 等上記以外の物品
役 務	1.印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 等
	2.クリーニング	クリーニング、リネンサプライ 等
	3.清掃、施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 等
	4.情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起こし 等
	5.飲食店の運営	売店、レストラン、喫茶店 等
	6.その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしごり類折り、筆耕、文書の廃棄（シュレッダー）、資源回収・分別 等上記以外のサービス

令和6年5月31日制定
千曲市 健康福祉部 福祉課